令和４年４月20日

郡市区等医師会　御中

大阪府医師会
（公印省略）

調剤された薬剤の薬局からの配送等について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び同局監視指導・麻薬対策課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されとともに、日本医師会を通じ、本会に対し了知方依頼がありました。

調剤された薬剤の薬局からの配送等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）」（本会発出は、令和４年４月20日付）において、留意事項等が示されているところですが、本事務連絡は、当該配送等の基本的な考え方等について、参考として整理されたものです。

具体的には、基本的な考え方として、服薬指導後の薬剤の配送については、患者の了承を得た上で、当該薬剤の品質の保持や患者への確実な授与等がなされる範囲で実施可能であること等が示されたほか、配送等の過程での盗難、紛失等の事故を防ぐ観点から、必要に応じて適切な封かん等の対応を行うこと等が留意点として示されています。

なお、配送方法に応じた具体的な留意点等については、今後、有識者の意見を聴きつつ検討され、別途通知される予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267